

## 6. 教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に規定する科目区分	開講科目	単位数	履修年次	最低修得単位数	
				中学校	高等学校
教科又は教職に関する科目	当該教科の『教職に関する科目』から、最低修得単位数を超えて修得した単位数（注1）			8	16
	当該教科の『教科に関する科目』から、最低修得単位数を超えて修得した単位数（注2）				
	教育学研究（注5）	2	3		
	心理学研究	2	3		
	教育研究演習（注3）（注5）（注6）	4	3		
	教育心理演習（注3）（注6）	4	3		
	教育臨床・実験（注3）（注6）	2	3		
道徳教育研究（高等学校の免許状のみ）（注4）	2	2			
	合計			8	16

（注1）各免許状について、『教職に関する科目』の法令が定める最低修得単位数（中学校で31単位、高等学校で23単位）を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』に充てることができます。複数の教科の免許状を取得する場合は各教科それぞれについて計算し、この表の条件を満たす必要があります。

（注2）各免許状について、『教科に関する科目』の法令が定める最低修得単位数（20単位）を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』に充てることができます。複数の教科の免許状を取得する場合は各教科それぞれについて計算し、この表の条件を満たす必要があります。

（注3）「教育研究演習」、「教育心理演習」、「教育臨床・実験」は、通年科目です。

（注4）「道徳教育研究」は、中学校の免許状には『教職に関する科目』の必修科目であり、高等学校の免許状には『教科又は教職に関する科目』です。

（注5）「教育学研究」、「教育研究演習」は、担当教員が異なれば、複数回履修しても構いません。その場合の修得単位は『教科又は教職に関する科目』に含めることができます。

（注6）「教育研究演習」、「教育心理演習」、「教育臨床・実験」は、原則として、同一年度に複数科目を履修することは望ましくありません。